

第4章

計画の内容

注 釈

- [具体的施策]のうち、今後5年間で特に重点的に取り組むべき事項については、ゴシック体で記載しています。
- [指標]の表において、「H22目標(期待)値」の欄の()は期待値、「-」はモニタリング指標を表します。

[指標]

項 目	H12現状値	H17現状値	H22目標(期待)値	
○○○○○○○○	××%	××%	××%	→目標値
○○○○○○○○	××%	××%	××%	→期待値
○○○○○○○○	××%	××%	- (モニタリング値)	→モニタリング指標

いずれも、毎年の進行管理のなかで最新の数値を把握、公表し、男女共同参画を行政、県民、事業者等が力を合わせ推進するための拠りどころとするものです。

目標値:県行政の努力目標としての数値

(県がその項目について、施策としてあるいは補助金等の投入により政策誘導し推進するもの)

期待値:達成が期待される数値

(県がその項目について直接施策等を推進するものではないが、県行政の男女共同参画社会形成に向けた取組みのなかで、市町村や県民の理解が深まり、結果として達成が期待されるもの)

モニタリング指標:現時点での状況を示す指標

(目標値や期待値を設定できないが、男女共同参画の状況を表す指標として、原則として毎年その状況を把握し公表するもの)

○プランに掲げる各施策は、基本的に男女を対象としたものですが、その性格上、当面具体的な展開は、主に女性を対象として行っていくものもあります。

○「指標」のうち今回の改訂で新規に追加したものと及び指標項目の内容を変更したものについては、項目名に「◎」と記載しています。また、この項目の「H12現状値」については、現段階で把握できるものについてのみ記載しました。

【県民から寄せられた意見】は、このプランの改訂にあたって開催した意見交換会の参加者の意見や、意見募集に応じて寄せられた意見の中から掲載しています。

基本
目標

I

人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進

1 男女共同参画意識の普及・啓発

(1) 学校教育におけるジェンダーにとらわれない男女平等教育の推進

【目標】

人格形成過程において固定的な性別役割分担意識が形成されないように、人権尊重を基盤とし、男女平等・自立意識の確立に向けた学校教育を目指します。

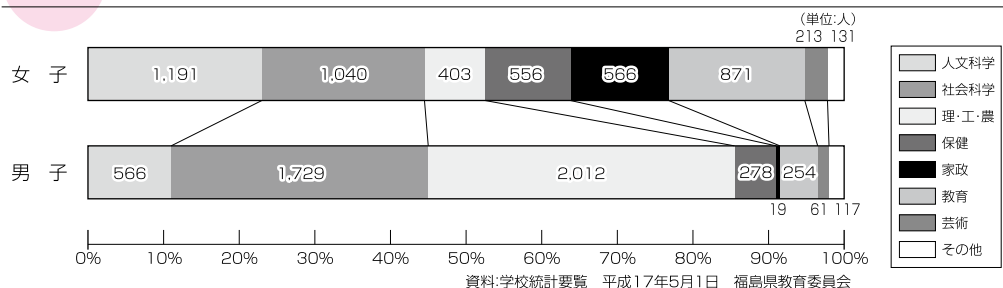
【現状と課題】

感受性が豊かで思考が柔軟であり、自我の確立される青年期に、男女がともに学び合い、それぞれの人格を尊重して成長していくことは、男女平等意識の確立のうえでも極めて大切なことであり、県では、平成15年度までにすべての県立高校を男女共学化しました。

男女共同参画・配偶者等からの暴力に関する意識調査(平成16年 福島県)(以下「意識調査」と略。)では、学校教育の場においては51.5%が「平等である」と回答しており、家庭や職場が男性優遇なのに対し学校は男女平等であるという認識があります。しかし、教育の現場において、指導する側が無意識のうちにジェンダーにとらわれているなどのいわゆる「潜在的カリキュラム」の存在も指摘されています。また、保護者や生徒自身も、「男子向き、女子向き」などの社会通念にとらわれやすくなっており、大学学部への進学者の割合を見ると、理工系分野などで男女に大きな差があります。

県では、男女平等教育を推進するため、高校生を対象とした男女共同参画の副読本を作成し活用を図っていますが、思考が柔軟な義務教育段階から男女平等教育の実践が必要です。また、教科指導や生活指導、進路指導等も含め、幼稚園や小学校低学年から、学校教育全体を通じて、人権の尊重、男女の平等、相互理解・協力についての指導を一層充実させることが大切です。また、教材や慣習・慣行についても点検・見直しを行うことにより、性別にとらわれず、個性を生かして主体的に生き方を選択でき、自立して生きることのできる児童生徒を育成することが必要です。

<大学学部への進学者の割合>



【施策の方向】

- 学校教育全体を通じて、人権尊重と男女平等に基づき、相互理解・学習についての指導を一層充実させ、人権尊重に立脚した男女共同参画の理解を育みます。
- 児童・生徒が性別にとらわれず、個性を生かして主体的に生き方を選択し、自立して生きることができるよう、男女平等の視点に立った進路指導の充実をめめます。

※潜在的カリキュラム

教職員の言動や学校における活動を通して、意図的ではないにしても、結果として一定の意識や態度を伝えていること。男女を必要以上に区別しジェンダーにとらわれた男性像、女性像を子ども達に伝えていることなどを指す。

○教育の場における男女共同参画についての問題点の改善を図るとともに、男女平等教育の推進に向け、教員研修の充実に努めます。

【具体的施策】

施策の内容	担当部局
①ジェンダーにとらわれず児童生徒の能力を最大限に生かすため、小中高を通じた学力の向上と人間性・社会性の育成を一体的、総合的に推進します。	教育庁
②ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントは重大な人権侵害であることなど、若年層に向けた人権尊重のための教育・普及啓発を推進します。	生活環境部 保健福祉部 教育庁
③男女相互の理解と協力の重要性や、家庭生活の大切さについて理解を促すため、教育プログラム及び教材を開発し、活用します。	生活環境部 教育庁
④学校において、男子向き女子向きといった考え方にとらわれず、将来の経済的自立を念頭に置き、女性の進学や進出の割合が低い理工系分野や社会科学分野等の幅広い選択ができるよう、進路指導の充実に努めます。(Ⅲ2(3))	生活環境部 教育庁
⑤男女混合名簿の導入を推進します。	教育庁
⑥「潜在的カリキュラム」など、学校教育における男女共同参画についての問題点の改善に向けた取組みを進めます。	生活環境部 教育庁
⑦教職員の男女共同参画に関する研修を充実します。	教育庁
⑧教員の管理職における女性の登用を促進します。(Ⅱ(1))	教育庁
⑨思春期教育など、いのちと性についての情報・学習機会の提供や相談、指導者研修の充実に努めます。(Ⅴ2(1))	生活環境部 保健福祉部 教育庁

※セクシュアル・ハラスメント
(sexual harassment)

相手の意に反する性的な言動によって、不利益を与えたり、不快な思いをさせたり、能力の発揮に重大な影響を与えたりすること。

【市町村に期待すること】

公立学校において、男女混合名簿の導入をはじめ人権尊重・男女平等の推進に取り組むことが望まれます。

【県民に期待すること】

学校行事やPTA活動等に積極的に参画し、男女平等教育の推進に協力していくことが望まれます。

【指 標】

項 目	H12現状値	H17現状値	H22目標(期待)値
①男女混合名簿の導入率(公立小・中・高の出席簿)	小中 16.9%	小 55.2% 中 25.0% 高 66.7%	(100%)
男女共同参画等に関する副読本の活用率(公立高)	48.9%	84.8% (H16)	100%
教職員における男女共同参画に関する研修の受講者数(公立)	1,206人	990人 (H16)	— (モニタリング値)
教員の管理職における女性の割合(公立小・中・高・盲・聾・養護の校長、教頭)	6.6%	8.7% (H16)	20%

【県民から寄せられた意見】

- 学校教育については、長い間の慣習や因習があり、女性の進出が進まない。男女混合名簿は積極的に推進してほしい。
- 高校では、男女共同参画について教育する時間が減ってきている。一番教育効果がある時期に教育を行ってほしい。

1 男女共同参画意識の普及・啓発

(2) 家庭・地域における学習機会の充実

【目標】

家庭教育や社会教育における男女共同参画に関する学習機会の拡充や意識啓発を推進し、すべての人がジェンダーにとらわれず、伸びやかに生きることができる社会を目指します。

【現状と課題】

意識調査によると、子どもに受けさせたい教育程度について、男の子については「大学」が64.7%なのに対し、女の子については「大学」が40.2%に止まるなど、子ども達への期待が男女で異なっています。

また、今後、男女がともに仕事や家庭等に積極的に参加していくために必要なこととしては、「男女とも家事ができる育て方等」が43.6%で最も多く、家庭における教育の重要性が認識されています。

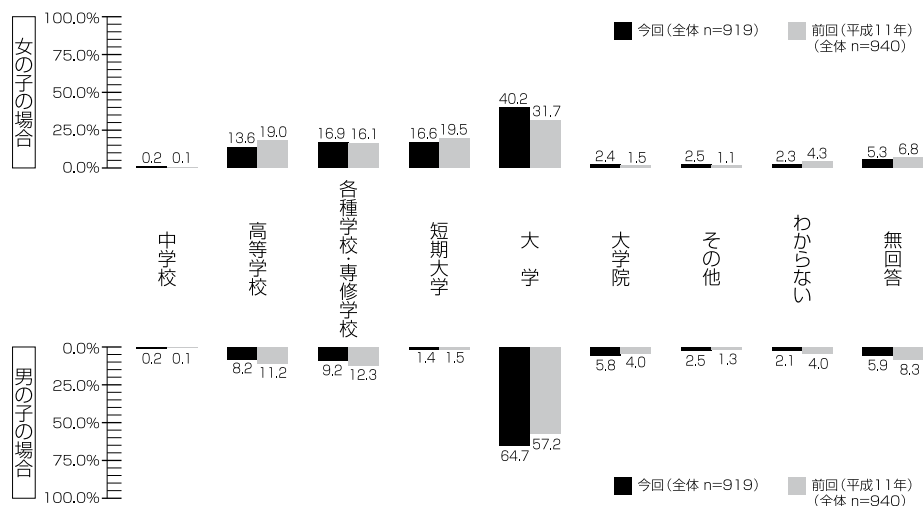
家庭は、家族の一人ひとりが互いに人格を尊重し合い、その尊重の上に成り立つものです。しかし、家庭の場では、固定的な性別役割分担意識も受け継がれてきている面もあり、見直しが必要です。

そのためには、家族の構成員が男女共同参画について十分理解することが必要であり、また、未来を担う子ども達が、人権尊重や自立の意識を確立できるよう、幼少期からの家庭等における教育を支援することが重要です。

社会教育においては、人権尊重と男女平等の意識を高め、生涯を通じて様々な学習機会や情報を提供していくことが求められています。

その際、女性の経済的自立、男性の生活上の自立に視点を置くとともに、これまで男女共同参画についての情報に触れることの少なかった男性、勤労者、若い世代等に向けた学習機会の充実を図っていく必要があります。

<子どもに受けさせたい教育の程度>



資料:男女共同参画、配偶者等からの暴力に関する意識調査 平成16年福島県

【施策の方向】

- 固定的な性別役割分担意識も根強いことから、わかりやすい形での男女共同参画の意識啓発を推進します。
- 家庭や地域社会において、固定的な性別役割分担意識の解消を促しながら、男女がともに様々な社会活動等へ積極的に関わることができるよう支援します。

【具体的施策】

施策の内容	担当部局
① 家庭等における幼少時からの男女平等教育の推進に向け、情報・学習機会を提供します。	生活環境部 教育庁
② 男性が男女共同参画について理解を深めるための広報・啓発及び学習機会を提供します。	生活環境部
③ 家庭や地域において、生涯にわたり固定的な性別役割分担意識にとらわれない教育を行うためのわかりやすい教材研究や指導者養成等を推進します。	生活環境部 教育庁
④ 男女共生センターにおいて、男女共同参画に関する各種の情報・学習機会の提供や、様々な社会活動を支援する機会の充実を図ります。	生活環境部
⑤ あらゆる場面において男女が対等に活躍でき、差別的な取り扱いを受けることがないよう、リーガルリテラシーを高める機会を提供します。	生活環境部
⑥ 女性の経済的自立に向けた情報・学習機会を提供します。	生活環境部 商工労働部
⑦ 地域の男女共同参画を促進するための人材育成を行います。	生活環境部

※リーガルリテラシー

(legal literacy)

法識字能力。自らに保障された権利や、権利が侵害された場合の対応策等について知り、使いこなす能力のこと。

【市町村に期待すること】

家庭教育や社会教育に関し、地域の実情に合った男女共同参画に関する学習の機会を充実することが望めます。

【県民に期待すること】

子ども達を育てるにあたり、性別にとらわれずに個性と能力を伸ばす視点や、男女とも家事などができ、また経済的に自立できるようにする視点を持つことが望めます。

【指 標】

項 目	H12現状値	H17現状値	H22目標(期待)値
男女共生センターにおける男女共同参画に関する講座の受講者数<累計>	0人	1,296人 (H16)	3,600人
⑧県における男女共同参画の社会教育講座受講者数<累計>	2,490人	2,906人	3,200人
⑨市町村における男女共同参画に関する学習機会	-	334回	- (モニタリング値)

【県民から寄せられた意見】

- 男女共同参画の会議には、女性は出てくるが、男性は出てこない。家庭の中で、男女共同参画の取組みを進めないといけない。

1 男女共同参画意識の普及・啓発

(3) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

【目標】

男女共同参画社会について、広く県民の理解・協力が得られるよう、各界各層との連携による広報・啓発を推進し、全県的な取り組みを目指します。

【現状と課題】

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について、意識調査の結果をみると、賛成傾向40.3%、反対傾向51.2%と、前回調査の賛成傾向41.1%、反対傾向39.0%に対して賛成傾向と反対傾向が逆転しており、意識の変化がうかがえます。

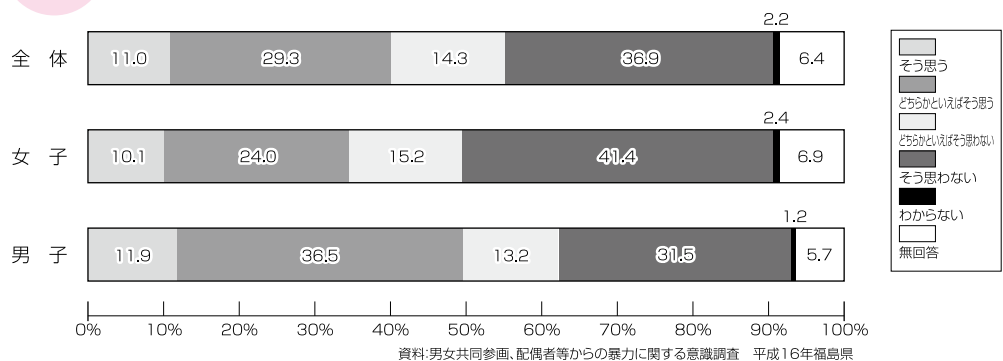
しかし、同調査によれば、女性の半数が就業していながら、家事労働については、「全部」あるいは「大部分」自分が行っていると回答した人は、男性7.7%に対し、女性63.9%と女性の負担が大きくなっています。

このように、これまでの固定的な性別役割分担意識は変化しつつありますが、家事・育児・介護などの多くを女性が担い、女性の就業継続や経済的自立を困難にするとともに、その延長として生じる男性優位の意識や経済的格差などが、女性に対する暴力を生み出す土壌であるとも言われています。

一方、男性も、仕事優先の考え方などから、これまでも家庭や地域への参画が不十分だという指摘がなされてきています。このような、男女の役割分担の固定化は、社会や家庭にひずみをもたらし、何よりも個人の生き方の自由な選択を妨げています。

このため、新たな男女のパートナーシップを醸成し、真の男女共同参画社会を築いていくためには、人権が尊重され、個人の選択の幅を広げる男女共同参画の考え方について、多様な媒体・団体により広く啓発・広報活動を推進する必要があります。

<『夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである』という考え方について>



【施策の方向】

- 人権が尊重され、個人の選択の幅を広げる男女共同参画の考え方やジェンダーに敏感な視点の浸透について、広く理解を促すため、効果的な広報・啓発を進めます。
- 社会に根強く残る、固定的な性別役割分担意識の解消を図るための意識啓発、情報提供を推進します。
- 市町村、事業者、県民、NPO等広く各界各層との相互連携を強化し、男女共同参画の推進に向け多様な広報・啓発活動を展開します。

※NPO (nonprofit organization)
行政・企業とは別に社会的活動をする非営利民間組織・団体をいう。

[具体的施策]

施策の内容	担当部局
①男女共同参画についてのホームページの充実など、多様な媒体を活用し、各界各層との連携によるわかりやすい広報啓発を展開します。	生活環境部
②男女共同参画社会の形成が男性にとっても意義があり、そのための責任を有することの理解を深めるなど、男女共同参画をめぐる課題について一定のテーマを設け重点的に広報します。	生活環境部
③男女共生センターにおける情報提供・広報・啓発を充実します。	生活環境部
④企業等における男女共同参画に関する取組みを促進します。	生活環境部 商工労働部
⑤県における男女共同参画に関する職員研修を推進します。	総務部 生活環境部 教育庁 警察本部
⑥市町村における男女共同参画計画の策定に向けた取組みなどをより実践的な手法できめ細やかに支援します。	生活環境部

[市町村に期待すること]

地域の実情に合った男女共同参画計画の策定など、男女共同参画推進に向けた取組みについて、住民の参画を確保しながら積極的に進めることが望めます。

[指 標]

項 目	H12現状値	H17現状値	H22目標(期待)値
県における男女共同参画に関する職員研修の受講者数	647人	1,232人 (H16)	— (モニタリング値)
市町村における男女共同参画計画の策定率	11.1%	22.9%	70%
⑨意識調査における「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方への賛否	賛成傾向 41.0% 反対傾向 39.1% (H11)	賛成傾向 40.3% 反対傾向 51.2% (H16)	— (モニタリング値)
⑩意識調査における「男女の地位の平等感」で男女が平等であると感じる人の割合			
(家 庭)	33.7%	28.3%	—
(職 場)	21.3%	16.9%	—
(学校教育)	58.1%	51.5%	—
(習慣・しきたり)	17.1% (H11)	12.8% (H16)	— (モニタリング値)

[県民から寄せられた意見]

○なかなか市町村でプランができない理由としては、担当者がどのようにしたらいいのかわからないということもある。

○今後の日本経済の緩やかな成長による労働人口の流動化、団塊世代の大量退職によるいわゆる2007年問題、東京一極集中による地方の労働人口の相対的減少を踏まえ、男女共同参画のあり方を考えるべき。

2 男女平等の視点に立った社会制度・慣行の点検と改善

(1) 男女共同参画に関する調査・研究と改善に向けた取組みの推進

【目標】

男女平等の視点に立った様々な調査・研究を行い、社会制度や慣行の改善を目指します。

【現状と課題】

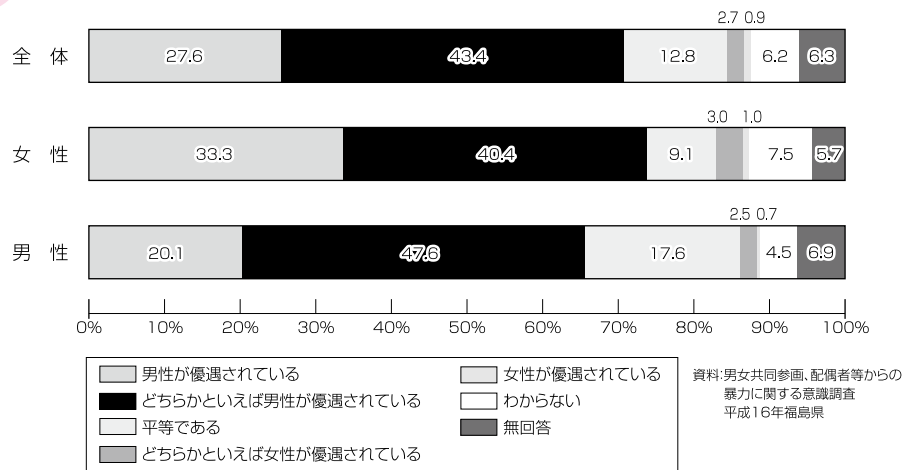
職場、家庭、地域等には、男女の生き方や選択に影響を与え、結果的に男女間に不平等を招いている社会制度、慣行が残っている場合があります。

意識調査によると、慣習・しきたりの面では「男性が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」との回答が71.0%を占め、「平等である」との回答は12.8%にすぎず、家庭や職場に比べ男女とも最も不平等感の強い分野となっています。

また、地域に残る伝統・慣習などには男女共同参画を阻むものも見られ、今後の時代を担っていく子ども達の生き方へも影響を与えることが懸念されるものについては、改善が求められています。

このため、社会のあらゆる分野に存在するジェンダーに関する様々な調査・研究を推進し、課題の把握や成果の共有を図り、改善に努める必要があります。

< 男女の地位の平等感(慣習・しきたりの面) >



【施策の方向】

○男女平等の視点に立ち、各種の社会制度・慣行の点検・調査を行い、その成果を啓発事業等に反映します。

[具体的施策]

施策の内容	担当部局
①男女共生センターにおいて、男女共同参画に関する様々なテーマについて、先進的な調査研究に取り組み、成果を全国に発信します。	生活環境部
②男女共生センターなどにおける調査・研究成果を評価し、施策・事業に反映するシステムを構築します。	生活環境部
③男女の置かれている状況を客観的に把握するための基礎資料として、あらゆる分野に関する男女別の統計データの収集に努めます。	全 庁
④民間の男女共同参画に関する研究に対し支援します。	生活環境部
⑤県内における各種制度や慣行について、ジェンダーに敏感な視点で点検し改善に努めるよう関係団体等に働きかけます。	全 庁
⑥男女共同参画に関連する各種調査結果等について、広く公表し、改善を促します。	全 庁

[県民に期待すること]

男女に不平等をもたらすようなしきたりや慣習に気づき、地域の中で協力して改めていくことが望まれます。

[指 標]

項 目	H12現状値	H17現状値	H22目標(期待)値
男女共生センターが実施する男女共同参画に関する調査研究数 <累計>	0本	15本	30本

2 男女平等の視点に立った社会制度・慣行の点検と改善

(2) メディアにおける人権尊重の推進

【目標】

各種メディアにおける、女性の尊厳を傷つける表現や性別役割分担意識を内包する表現について見直しを促し、広く人権や男女共同参画の視点に配慮した表現の浸透を目指します。

【現状と課題】

メディアは、人々の意識形成に様々な形で影響を与えています。男女の固定的な役割を内包する表現が伝達されたり、女性に対する暴力が無批判に扱われたり、女性の性的側面が強調されれば、人々の意識や社会に大きな影響を与え、性別にとらわれない多様な生き方の可能性を狭めてしまうばかりか、ドメスティック・バイオレンスなどの女性に対する暴力の容認や性暴力の誘発などを招きかねないことが指摘されています。

意識調査によると、女性の人権が尊重されていないと感じることについて、4分の1を上回る人が、「ヌード写真等を掲載した雑誌、広告、テレビ番組等」を挙げています。

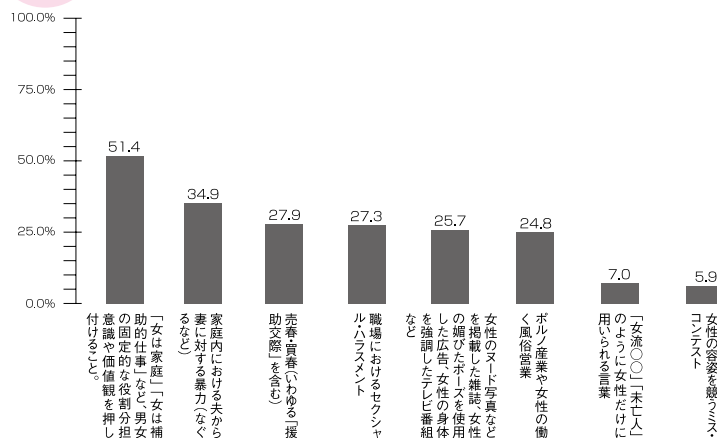
表現の自由は尊重されるべきですが、表現される側の人権や、性・暴力表現に接しない自由、公共の空間で不快な表現に接しない自由も十分に配慮されるべきです。

このため、各種メディアが自主的に、人権侵害につながりかねない表現の是正に努めるとともに、性別にとらわれない多様な生き方の表現についても積極的に取り組むことが求められています。こうした取組みを推進するためには、メディア関係者がジェンダーに敏感な視点を持つことや、企画、制作、編集などの各段階に女性の参画が進むことが期待されます。

行政が県民に対し情報発信する機会も多いため、ガイドラインの作成・活用により、自ら人権尊重と男女平等に配慮した出版物の作成や広報を行うことも必要です。

また、人々がジェンダーに敏感な視点で情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力（メディアリテラシー）を身に付け、メディアの単なる受け手ではなく批判的な利用者に育っていくことも大切な課題です。

<女性の人権が尊重されていないと感じること>



資料:男女共同参画、配偶者等からの暴力に関する意識調査
平成16年福島県

【施策の方向】

- 各種メディア等に対して、男女の固定的な役割を内包する表現や性・暴力表現等の是正など、人権を尊重した表現に努めるよう主体的取組みを要請します。
- 視聴者や読者がジェンダーに敏感な視点で情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力の向上を図る取組みを行います。
- 県及び市町村が行う広報における表現がジェンダーにとらわれないものになるような取組みを進めます。

【具体的施策】

施策の内容	担当部局
①多様なメディアについて、ジェンダーに敏感な視点から実態の把握に努め、メディアに対し、性別役割分担意識を内包する表現や性・暴力表現の抑制など人権尊重への配慮を要請します。	生活環境部
②メディアの送り手・情報発信者・表現者としての女性の参画を要請します。	生活環境部
③情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力についての啓発を行います。	生活環境部
④県政広報物表現ガイドラインの実効ある活用を図ります。	全庁
⑤市町村における広報物表現ガイドラインの作成を支援します。	生活環境部

【市町村に期待すること】

市町村が発行するパンフレットや各種の広報活動等において、人権尊重と男女平等に配慮した表現の推進が望まれます。

【指標】

項目	H12現状値	H17現状値	H22目標(期待)値
メディアにおける女性の従業者の割合 (企画・制作・編集等に携わる者)	19.7%	17.7%	— (モニタリング値)
メディアにおける女性の管理職の割合	0.8%	0.5%	— (モニタリング値)
市町村における表現ガイドラインの策定率	—	1.2%	— (モニタリング値)

【県民から寄せられた意見】

- ポルノの規制が不十分なことや、乱れた性の現状は深刻な問題であり、きちんと対応してほしい。

3 男女共同参画に向けた地球社会への貢献

(1) 国際人権規範等の取入れと国際交流・協力の推進

[目 標]

男女平等の実現や女性の地位向上のために採択された国際人権規範等を取り入れ、男女共同参画社会の形成に向けた国際交流・協力を推進します。

[現状と課題]

1975年(昭和50年)の国際婦人年以降、「北京宣言及び行動綱領」の採択など、国連等の場で女性の地位向上に向けて様々な取組みがなされてきました。

その成果である女子差別撤廃条約を始め、国が批准している男女共同参画の推進に関する国際条約について、国際的な動向に注目しながら、その目的が十分達成されるよう、県内への浸透に努め、国際基準の達成を図ることが必要です。

一方、経済、情報、人等あらゆるものが国境を越える時代を迎え、女性の人権に関する問題もその国の人びとだけの問題に止まらなくなってきました。人口問題、環境問題も地球規模で解決を迫られており、また、就職難や雇用調整など国際経済の競争の激化による打撃を女性がより多く被りやすいなど、世界の状況は国内の女性をめぐる様々な問題と密接なつながりを持っています。

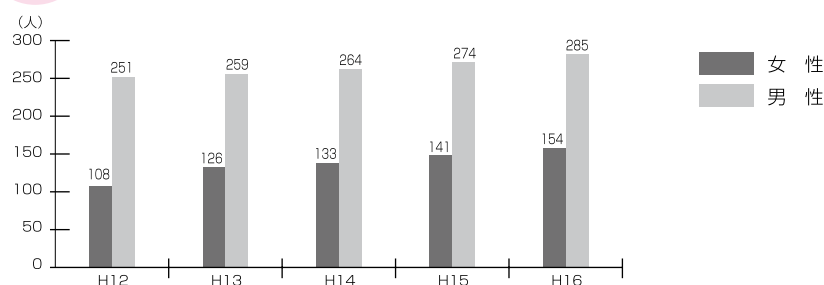
男女共同参画社会の形成を積極的に進めてきた国々の実績や問題点を知るなど、国際的な女性の人権に関する問題への理解を深め、男女共同参画の視点から、国際的な交流・協力を行うことや、国際的な視野を持った女性リーダーを育成する必要があります。

また、県は、アジア、アフリカ、中南米等世界各国から200名を超える研修員を受け入れてきましたが、国を越えた相互の信頼関係や友好・協力関係を進めるため、情報交換、人事交流、国際協力について行政、NGOそれぞれが連携し充実を図ることが求められています。

さらに、情報収集やコミュニケーションの手段として必要となる外国語能力の向上を図っていく必要があります。

※NGO
(non governmental organization)
非政府組織の略称で、政府の活動と区別される民間の活動を行う組織、団体をいう。

< 青年海外協力隊の派遣者累計(福島県・男女別) >



資料:県国際交流グループ

【施策の方向】

- 国際的な人権規範の取り入れに努め、その周知・浸透を図るとともに、問題解決のため、海外の女性の人権に関する問題の調査・研究を進めます。
- 男女平等の視点を持ち国際交流・協力を進めるNGOとの連携を進め、またその自主的な活動を支援するなど、男女共同参画の推進に向けた国際交流・協力を推進します。

【具体的施策】

施策の内容	担当部局
①「女子差別撤廃条約」や「北京宣言及び行動綱領」、さらには「北京+10」などの国際的規範や国際的動向の周知とそれらを踏まえた施策の推進に努めます。	生活環境部
②男女共生センターにおいて国際的イベントを開催し、国際社会における男女共同参画の取組みに関する理解を深めます。	生活環境部
③海外の女性との情報交換等、男女平等の視点での国際交流事業を推進します。	生活環境部
④青年海外協力隊の派遣協力や、海外技術研修員の受入れ等、国際交流・協力事業を男女平等の視点で推進します。	生活環境部
⑤国際交流・協力を進めるNGOとの連携を進めます。	生活環境部
⑥海外の女性の人権に関する調査・研究を進めます。	生活環境部
⑦すべての生徒に、直接外国青年（英語指導助手）に接して語学指導を受ける機会を設け、外国語教育の充実を図ります。	教育庁

【県民に期待すること】

人権に関する国際的な取組みや世界の男女共同参画の状況について、理解を深めることが望まれます。

【指 標】

項 目	H12現状値	H17現状値	H22目標(期待)値
青年海外協力隊の派遣者累計(男)	235人	285人	—
(女)	108人 (H11)	154人 (H16)	— (モニタリング値)
海外技術研修員の受入者累計	171人 (H11)	205人 (H17)	— (モニタリング値)
国際交流・協力を進めるNGO数	164 (H11)	177 (H16)	200
男女共同参画海外研修コース派遣者数 <累計>	122人	178人	222人

3 男女共同参画に向けた地球社会への貢献

(2) 国際化に対応した暮らしやすい環境づくり

【目標】

県内における外国籍住民が暮らしやすく、地域の一員として参画できる環境づくりを目指します。

【現状と課題】

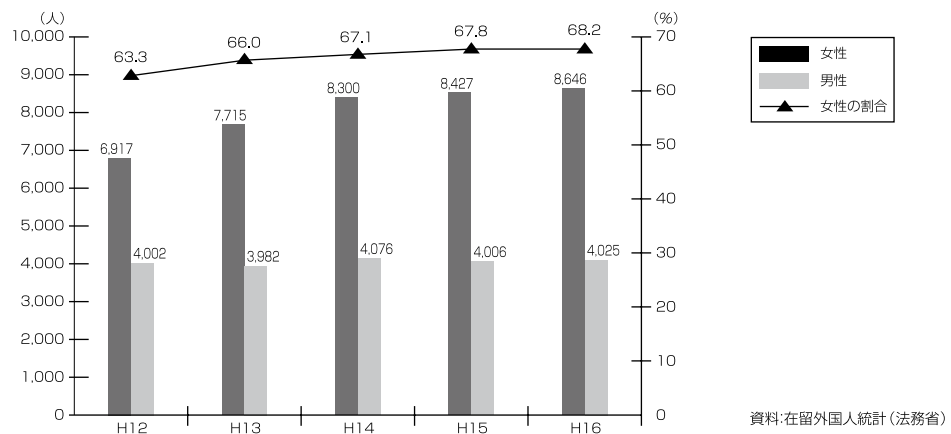
世界各地から留学や結婚、仕事などで来県した外国籍住民の中には、生活習慣や言葉の違い等から、地域生活や家庭内の問題、住宅問題、就労問題など、生活上様々な困難を抱えているケースがあります。特に、女性においては偏見や差別を受けやすいため、ジェンダーに敏感な視点での取り組みが必要です。

来県直後においては、情報の不足によるトラブルに直面しやすいことから、公的な場における外国語表記をはじめ、生活に関する情報提供を充実する必要があります。

また、行政における相談窓口の充実やNGOの活動による側面支援などにより、地域社会の一員として参画できる環境をつくっていくことが求められています。

こうした環境づくりを進める際には、外国籍住民が主体的に参画する視点や、その意見が社会に反映されるような仕組みづくりが求められます。

<福島県内の外国人登録者数>



【施策の方向】

- 外国籍住民の意見も取り入れながら、すべての人がわかりやすい情報の提供や案内表示を推進するとともに、相談体制の一層の充実など、外国籍住民も暮らしやすい生活環境づくりに努めます。
- NGOとの連携を強化し、NGOの行うジェンダーに敏感な視点を持った国内活動を支援します。

※ユニバーサルデザイン

(universal design)

すべての人の多様なニーズを考慮し、年齢、性別、身体的能力、言語等の違いにかかわらず、すべての人にとって安全、安心で利用しやすいように建物、製品、サービス等を計画、設計する考え方。

[具体的施策]

施策の内容	担当部局
①誰もが安心して暮らすことができる環境づくりを進めるため、ふくしま型ユニバーサルデザインの普及啓発及び実践を図ります。	全庁
②県内の外国籍の女性の実態に関する研究を進めるとともに、相談体制の整備と充実を図ります。	生活環境部
③国際理解教育の推進と多文化共生理解の促進に努めます。	生活環境部 教育庁
④通訳やガイドのできる民間ボランティアや、日本語学習指導者の養成に努めます。	生活環境部
⑤県の概要や事業等について、外国語による情報提供に努めます。	全庁
⑥外国籍の女性の視点や意見などが、行政に反映されるような仕組みづくりに努めます。	全庁

[市町村に期待すること]

外国籍住民に対し、日常生活の情報や行政広報等について母国語による提供に努めるとともに、道路や公共施設等における案内板等について、外国語表示の推進に努めることが望まれます。

[県民に期待すること]

身近に生活する外国籍住民の人権と母国の文化を尊重しながら、地域の一員として参画できる環境をつくっていくことが望まれます。

[指 標]

項 目	H12現状値	H17現状値	H22目標(期待)値
㊦日本語教室の参加者数(教師・アシスタント・ボランティアの数)	—	216人	330人